

特定健康診査等実施計画

石川県市町村職員共済組合

平成25年 4月

特定健康診査等実施計画

〔目次〕

- 第一 目的
- 第二 石川縣市町村職員共済組合の現況
- 第三 達成目標
 - 1 特定健康診査の実施に係る目標
 - 2 特定保健指導の実施に係る目標
 - 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標
- 第四 特定健康診査等の対象者数
- 第五 特定健康診査等の実施方法
- 第六 個人情報の保護
- 第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知
- 第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し
- 第九 その他

第一 目的

現状における我が国は、経済の着実な回復基調が見込まれる一方、平均寿命の伸長や予想を上回る出生率の低下に加え、人口が減少に転じることが明らかな情勢にある。

医療制度についても人口の高齢化及び支えての減少に対応した持続可能な制度を確立することが求められている。

こうした大きな環境の変化に対処するため、国は、平成12年から「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を掲げて健康づくり施策を推進してきた。

一方、医療保険者においても労働安全衛生法及び老人保健法に基づき、各々健診等を実施してきたにも拘らず、糖尿病有病者数、予備群や肥満者の増加、日常生活における健康状態及び生活習慣改善が停滞或いは悪化しているという現状がある。

これらの原因としては、生活習慣病有病者・予備群の的確な現状把握、健診と保健指導の不徹底、国の具体的な戦略やプログラム提示等の対応の遅れなどが上げられる。

このような状況に対応するため、健康と長寿を確保し、かつ医療費の適正化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防の重視に視点を置き、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）に基づいて、当共済組合においても40歳以上74歳以下の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施し、5年間の第一期が終了した。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期とし、今回第2期を定めるものとする。

第二 石川縣市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市役所及び町役場並びに一部事務組合に勤務している地方公務員とその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成24年4月現在の所属所数は35。

組合員数（任意継続組合員を除く。以下同じ。）は、13,711人で、平均年齢は41.7歳である。

また、被扶養者数（任意継続組合員及びその被扶養者を含む。以下同じ。）は、11,334人で、平均年齢は21.1歳、男性の割合が約40%である。

なお、40歳以上74歳以下では、組合員数が7,526人で、被扶養者数が2,212人となっており、被扶養者に占める男性の割合は11%となっている。

健康診断の受診状況については、平成19年度のアンケート調査の結果から、組合員にあっては、約93%が所属所の事業主健診又は当共済組合の指定健診機関等で人間ドックを利用し実施しており、被扶養者にあっては、約64%が何らかの形で健康診断を受診している状況であった。

これを受けて、平成20年度から5年間の計画では、最終の平成24年度の特定健康診査実施率84.2%と設定したが、実際には70%台で推移した。

原因としては、被扶養者の受診率の低迷が要因である。

また、特定保健指導についても平成24年度には46%以上の実施率を目標としてきたが、20%に届かない状況であった。

こちらの要因としては、保健指導該当者の改善意欲が必ずしも積極的でないこと、2年以上該当した者は、同じ内容の保健指導を敬遠する傾向があることなどが上げられる。

いずれの実施率にしても、色々と実施促進に向けた取り組みを行ってきたが、なかなか成果に結びつかない現状であった。

今後も実施率向上へ対策を講ずる必要がある。

第三 目標達成

1 特定健康診査の実績に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率は、厚生労働省が示した共済組合の目標率が90%とされているが、過去の状況から基本的に89.1%を目標とする。

なお、この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率の目標は次のとおり定める。

(%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	共済組合目標値
組合員	98.5	99.5	99.5	99.8	99.8	—
被扶養者	39.2	43.5	47.8	52.0	56.2	—
計	84.0	85.9	86.8	88.0	89.1	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率は基本的に40%を目標とする。

なお、この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率の目標は次のとおり定める。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	共済組合目標値
40歳以上の対象者数(人)	9,983	10,027	10,008	9,954	9,927	—
特定保健指導対象者数(人)	2,180	2,216	2,233	2,243	2,259	—
実施率	20.6%	25.4%	30.2%	35.0%	40.0%	40.0%
実施者数(人)	449	562	674	785	903	—

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

本計画においては、成果に関する目標を定めないこととする。

(国の指針では平成20年度比、25%減少としている。)

第四 特定健康診査等の対象者数 (基本指針第四の二)

1 特定健康診査

40歳以上75歳未満の者 (人)

対象者数(推計値)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
組 合 員	7, 545	7, 589	7, 561	7, 506	7, 484
被 扶 養 者	2, 438	2, 438	2, 447	2, 448	2, 443

2 特定保健指導

第三の2の目標値に同じ。

第五 特定健康診査等の実施方法 (基本指針第四の三)

1 実施場所

① 特定健康診査について

組合員については、労働安全衛生法に基づき健康診断を実施するにあたり所属所が指定する場所において行うこととする。

被扶養者については、当組合が契約（集合契約を含む。）した検査機関または医療機関とする。（当該機関は別紙のとおり。）

② 特定保健指導について

保健指導については、当組合が契約（集合契約を含む。）した検査機関、医療機関とする。（当該機関は別紙のとおり。）

2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

4 契約形態

① 特定健康診査

代表医療保険者を通じて健診委託契約を結び、代行機関として支払

基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

② 特定保健指導

「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章の考え方に基
づきアウトソーシングする。

5 受診・利用方法

特定健康診査等の対象者に、原則として受診券及び利用券を所属所を通
じ配布する。

特定健康診査等の対象者は、原則として受診券又は利用券と共に組合員
証等を健診機関・指導機関に提示し、特定健康診査等を受けるものとする。

受診等の窓口負担の額は、徴収しないこととする。

6 周知や案内の方法

当共済組合の機関紙「Well」等を組合員に配布して周知を図る。

また、被扶養者に対しては、特定健康診査等の実施にあたり受診券及び
利用券の配布に併せ、案内を兼ねて周知を図ることとする。

7 事業主健診等の健康診断データの受領方法

健康診断等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとす
る。

8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導
対象者を選定・階層化し、若年者を優先に絞込みを行うこととする。

9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、翌年度の契約準備などを行うこととする。

第六 個人情報保護（基本指針第四の四）

1 健康診断・保健指導データの保管方法や管理体制等

健康診断データを当共済組合の特定健診等システムに管理・保管するも
のとする。

2 記録の管理に関するルール

当共済組合は、石川縣市町村職員共済組合個人情報保護管理規定を遵守
するものとする。

当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は、システム管理者とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等の事務に従事する職員に限定するものとする。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的以外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理するものとする。

第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知（基本指針第四の五）

本計画の周知は、組合広報誌及びホームページに掲載することとする。

第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し（基本指針第四の六）

当計画については、毎年実施に基づき評価することとする。

また、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直しを図ることとする。

第九 その他（基本指針第四の七）

今後は、遠隔地の者についても特定保健指導が実施可能となるよう委託先を選定していくこととする。

別 紙

○特定健康診査機関

- ・ 石川県予防医学協会、石川県医師会臨床検査センター、石川県成人病予防センター、石川県医師会加盟機関、金沢市医師会加盟機関
- ・ 公益社団法人日本人間ドック学会、一般社団法人日本病院会、社団法人全日本病院協会、公益財団法人結核予防会、公益財団法人予防医学事業中央会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会に加盟する機関
- ・ 各都道府県内の国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査の実施機関
或いは当該機関の契約取り纏め機関

○特定保健指導機関

- ・ 石川県予防医学協会、石川県成人病予防センター、金沢医科大学病院
- ・ 国保直診医療機関（13機関）、金沢社会保険病院、医療法人財団博友会金沢西病院、金沢赤十字病院、石川勤労者医療協会城北病院、北陸病院、石川県済生会金沢病院、浅ノ川総合病院、医療法人社団中央会金沢有松病院、医療法人社団藤聖会ヴィーク、医療法人社団洋和会池田病院、財団法人北陸体力科学研究所、医療法人社団和楽仁芳珠記念病院、川北温泉クリニック、七尾市、中能登町、内灘町
- ・ 公益社団法人日本人間ドック学会、一般社団法人日本病院会、社団法人全日本病院協会、公益財団法人結核予防会、公益財団法人予防医学事業中央会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会に加盟する機関
- ・ 各都道府県内の国民健康保険の被保険者に対する特定保健指導の実施機関
或いは当該機関の契約取り纏め機関

【各種学会等加入機関】

- ・ 日本人間ドック学会・日本病院会（社団法人石川勤労者医療協会城北病院、金沢赤十字病院、金沢西病院、映寿会みらい病院、特定医療法人扇翔会南ヶ丘病院、石川県済生会金沢病院、金沢社会保険病院、医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院、医療法人社団中央会金沢有松病院、金沢メディカルステーションヴィーク、公立能登総合病院、医療法人社団勝木会やはたメディカルセンター健診センター、医療法人社団加登病院、医療法人社団洋和会川北温泉クリニック、医療法人社団洋和会池田病院、白山石川医療企業団公立松任石川中央病院、医療法人社団和楽仁芳珠記念病院、財団法人石川県予防医学協会健康管理センター）、全国労働衛生団体連合会、結核予防会（石川県成人病予防センター）、予防医学事業中央会、全日本病院協会（金沢西病院、伊藤病院健診センター）
- ※ ・ 公立能登総合病院、加登病院、伊藤病院健診センターは特定健康診査のみ実施。
- ・ 実施機関は今後増減する可能性があります。